



《会計・税務の知識》 株式保有特定会社の評価

相続が発生した場合、被相続人の方が非上場株式を多く保有していると、その評価が相続税の計算に大きく影響します。

平成24年3月、今後の評価にも影響を与える、非上場株式の相続税評価をめぐる東京地裁判決が下されました。今回は、判決に関連して、非上場株式の評価のうち、株式保有特定会社の評価についてお伝えします。

1. 株式保有特定会社の判定

株式保有特定会社とは、会社の資産のうち株式等の保有割合が著しく大きい会社をいい、その場合には、一般の評価会社と区別して特別の方法により評価することとしています。「株式等の保有割合が著しく大きい」ことの判定に関して、財産評価基本通達においては以下のような基準が設けられています。

会社規模	株式等の保有割合
大会社	25%以上
中会社	50%以上
小会社	

財産評価基本通達上で、どの規模の会社に分類されるかは、業種、従業員数、総資産価額、及び直前期末以前1年間における取引金額で決定します。

前述した最近下された判決というのは、この株式保有特定会社の判定における株式等の保有割合の適用に関するものです（後述3. 参照）。

2. 株式保有特定会社の評価

株式保有特定会社に該当する場合で、同族株主が株式を取得する場合、開業後3年未満や休業中などの特殊な要因がない限りは、以下のいずれかの方法により評価します。

(1) 純資産価額方式での評価

(2) 「S1+S2」方式での評価

(1) 純資産価額方式

会社が保有する各資産、負債を財産評価基本通達に基づき課税時期における評価額により評価する方法です。

(2) 「S1+S2」方式

株式保有特定会社の資産のうち株式等以外の資産を S1、株式等の資産を S2 に分けて評価する方法です。

S1 の部分は、株式保有特定会社が有する株式等と当該株式等に係る受取配当収入がなかったとした場合の株式の原則的評価方法による評価額です。すなわち、株式等以外の部分につき、株式保有特定会社ではない、通常の非上場会社の場合と同様に評価するというものです。

S2 の部分は、株式保有特定会社が有する株式等の純資産価額方式による評価額です。

一般的に、通常の大会社の評価方法である類似業種比準方式より、株式保有特定会社の上記2つの評価方法の方が高く評価されるケースが多いと考えられます。そのため、株式保有特定会社に該当すると評価額が高くなり、相続税が高額になる可能性があるものと考えられます。

3. 最近の判決

株式保有特定会社の判定は、従来、課税当局の判断指標ともいえる前述1.の財産評価基本通達を適用して考えられてきましたが、その考えに一石を投じる判示がなされました。

対象会社（大会社）が株式保有特定会社に該当するとして更正処分を受けた納税者が、通達での基準のみで判定するのではなく（対象会社は株式等の保有割合が約25.9%）、事業実態や租税回避目的等を総合的に判断すべき旨を主張しました。東京地裁は納税者側を支持し、税務署が行った約50億円の更正処分等を取り消す判決を言い渡しました。

現在、第一審で敗訴した国側が東京高裁へ控訴しています。

4. 結び

3. で記載した判決はまだ確定しているものではありませんが、東京地裁での判決内容が最高裁で確定した場合、今後、同様の評価に大きな影響を及ぼすだけでなく、通達を一律に適用するという考え方もそのものも改められるかもしれません。

今後の裁判の動向に注目です。

（担当：山田 慶）